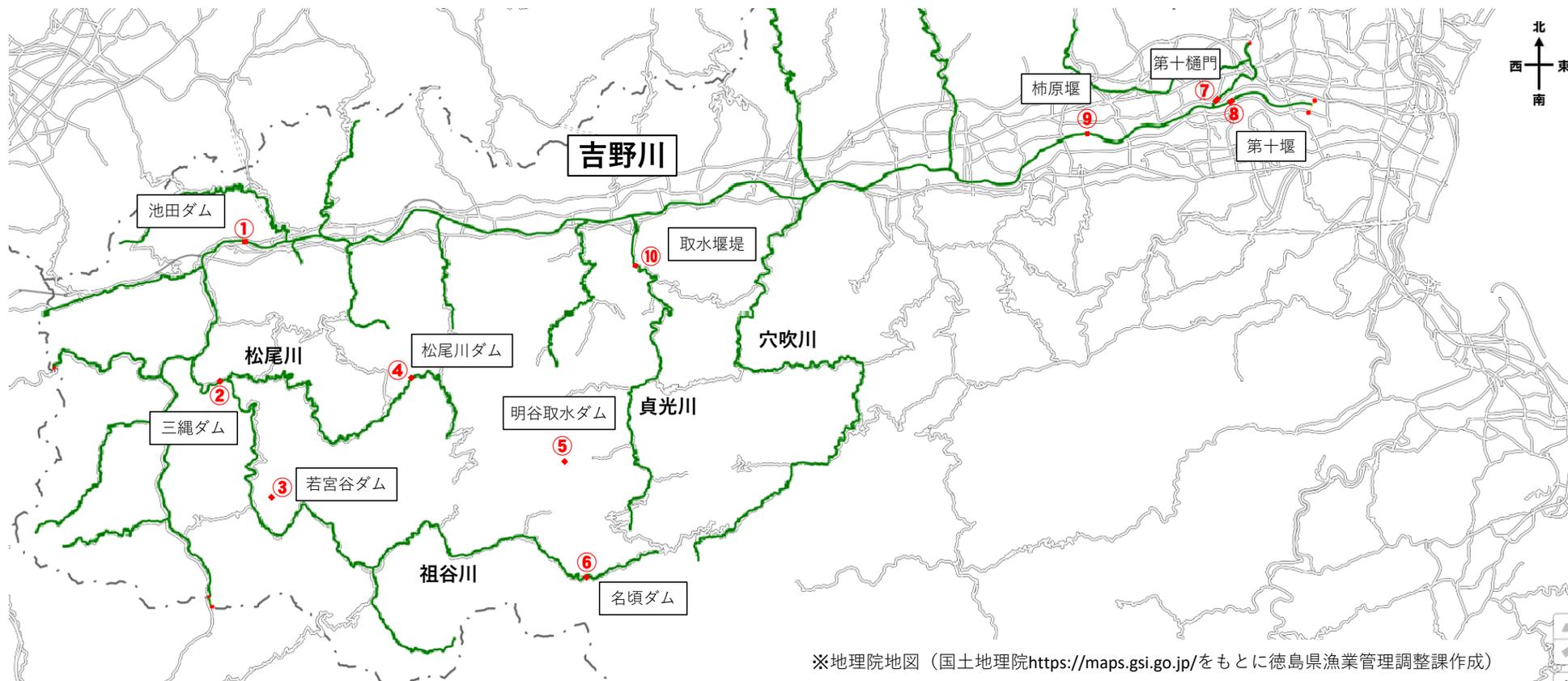


## 徳島県漁業調整規則 第36条の禁止区域



※地理院地図（国土地理院<https://maps.gsi.go.jp/>をもとに徳島県漁業管理調整課作成）

### (禁止区域等)

第36条 何人も、次に掲げる区域においては、水産動植物を採捕してはならない。

- 1 各河川の水力発電用堰堤の上流端から上流100メートル、下流端から下流150メートルの間の水面 ……①～⑥
- 2 吉野川
  - ア 板野郡上板町佐藤塚字西に設置された第十樋門門扉から上流50メートル、下流150メートルの間の水面 ……⑦
  - イ 名西郡石井町藍畑字第十に設置された第十堰堤の上流端から上流50メートル、下流端から下流150メートルの間の水面 ……⑧
  - ウ 阿波市吉野町柿原に設置されたかんがい用水取入堰堤の上流端から上流50メートル、下流端から下流150メートルの間の水面 ……⑨
  - エ 美馬郡つるぎ町貞光字岡に設置されたかんがい用水取入堰堤の上流端から上流50メートル、下流端から下流150メートルの間の水面 ……⑩